

生徒会選挙規定

誓 北上北中学校生徒会が我々の手によってよりよく運営されるために真心をこめて代表を選出する。

規 定

1. 北上北中の生徒会長、副会長、書記、会計は全校生徒の投票により決定する。
2. 本選挙は、選挙管理委員会を設けて行う。
3. 選挙管理委員会は、各学級1名をもって構成し、委員長を互選によって決定し、選挙を執行する。
4. 立候補は、選挙管理委員会に届け出ると認められる。その場合、責任者1名の署名を添えて提出すること。
5. 選挙管理委員会は、選挙5日以上前に公示し、選挙日までに演説会を開く。
6. 選挙戦は、正々堂々で行うこと。
7. 投票用紙に記入する方法は、投票用紙の候補者の名簿中推挙しようと思う候補に○印をつける。○印は決められた欄につけ、決められた数以上あった場合には無効投票とする。
8. 開票は即日行う。
9. 開票結果の正式発表は選挙管理委員会の名において翌日以降に行う。
10. 副会長・書記はそれぞれ2名を当選とする。
11. 信任投票の場合は過半棚えを当選とする。
12. 選挙に関する細目は次の通りとする。

細 目

1. ポスターは、1候補につき2枚以内、選挙管理委員会の受付の捺印のないものは無効とする。
2. ポスター記載の様式は、選挙管理委員会において指示する。
3. ポスター貼付場所は、昇降口と廊下または階段とし、校舎外や教室内等には貼付しない。
4. 選挙管理委員会は、立候補者ならびに責任者の言葉を冊子にまとめ、選挙日までに配布する。
5. 候補者ならびに運動員の学級訪問は差し支えない。ただし、昼食の放送時と放課後だけとする。
6. 廊下で演説をおこなうことができる。連呼はしないこと。
7. 校外においては一切運動してはならない。
8. 選挙日は運動してはならない。

9. 運動は授業に影響しないようにすること。
10. 演説会では、立候補者の政見演説のほか、責任者が応援演説を行うことができる。ただし、1立候補につき5分以内とする。
11. 選挙管理委員会は、候補者の政見放送の機会を作る。候補者はその指示に従うこと。
12. 生徒会の名誉ある伝統と権威失わせるような行いがあった時は、選挙管理委員会は選挙管理委員長の名においてその選挙の一部又は全部を無効とする。